

## 「禁中並公家諸法度」についての一考察

——公家の家格をめぐって——

高 椋 利 彦

はじめに

元和元年（一六一五）七月、大御所徳川家康・將軍徳川秀忠・二条昭実の連判で発せられた「禁中並公家諸法度」<sup>(1)</sup>十七条に関する研究は、これまで十分に取組まれてきたとは決つて言い難い状態にあった。その取組むべき研究課題は、少くも二つ以上は存在していよう。課題の一つは、「禁中並公家諸法度」十七条の字句解釈を行なうことである。二つは、この法度の各条の内容が江戸時代を通して実際にどのような機能していたのか、その実態を明かにする作業である。従来、第七条「一、武家之官位者可レ為ニ公家当官之外事」に限っては、その解釈や実際の機能、政治的な位置づけについて朝尾直弘氏などによって取組まれ、一定の成果が蓄積されてきた。<sup>(1)</sup>しかし、他の箇条となると、依拠すべき研究蓄積に恵まれているとは到底言えない現状である。その理由は、近世の天皇・朝廷についての研究関心に乏しかったことの上に、「禁中並公家諸法度」各条の字句解釈が極めて難解であったことも重なつたように思われる。<sup>(2)</sup>

小稿は、この難解な対象に正面から立ち向うことはできていない。基礎的な、一步にもならぬ半歩を踏み出すだけの、今後の広範な研究を待つ叩き台でしかない。以下、第一章では橘(大塚)嘉樹の著した「禁中並公家諸法度」の註釈書『慶長公家諸法度註釈 全』<sup>(3)</sup>のうち第二、三、四、五、十条に限って史料紹介を行なう。続いて第二章では、第三、四、五条に関して、『公卿補任』<sup>(4)</sup>を素材に、実態に則した検討を加えることにする。小稿が、全十七条のうち右の五箇条に対象を限定したのは、それらが公家の家格・階層に関して相互に関連性をもっているからである。「公家の家格をめぐって」の副題を付した所以である。

一

ここでは、橘(大塚)嘉樹が著した『慶長公家諸法度註釈 全』の中から、「禁中並公家諸法度」全十七条のうち、第二・三・四・五・十条の五箇条の註釈を史料紹介する。橘嘉樹(享保十六〜享和三年・一七三一〜一八〇三)は、公家の滋野井公麗・高倉永範から装束・調度の指導を受け、また伊勢貞丈から公家故実を学んだ有職故実家である。<sup>(5)</sup>史料紹介にあたっては、異体字は正字に、変体仮名は平仮名に改めた。また、送り仮名・ルビや返り点は原文のままとした。

<sup>(第二巻)</sup>  
一三公之下親王其故者右大臣不比等着<sup>ク</sup>舍人親王之上<sup>ニ</sup>殊<sup>ニ</sup>舍人親王仲野親王贈<sup>ル</sup>太政大臣<sup>ヲ</sup>穂積親王准<sup>ス</sup>右大臣<sup>ニ</sup>是皆一品親王以後被<sup>ル</sup>贈<sup>ラ</sup>大臣<sup>ニ</sup>時者三公之下可<sup>レ</sup>為<sup>ル</sup>勿論<sup>ニ</sup>歟

職原抄曰三公者象天之三台星也。三台星は上台中台下台として天唐書天文志曰天有上台中台下台。在天為三台。在人為三台。三公者太政大臣左大臣右大臣也。是を見任大臣云又令外官内大臣有て太政大臣無時。左右大臣内大臣加て三公とす。太政大臣は則關の官なるゆゑ若其然に太政大臣ある時内大臣置るゝ事まゝ有り其謂なき事なれ共是亦中世以来の例なり故職原抄云有太政大臣之時任内大臣頗似無其謂云々。太政大臣あるとき内大臣を置るれば是全く四公たれ共とハ令御註日本朝天子即位稱皇帝其族皆王其中以先兄弟曰親王二世以下正曰親愛也姻也父母妻子兄弟曰六親之義也宋職源曰隋皇伯叔昆弟皇子是為親王唐因之云々本朝義天子御子降誕ましませバ皇子稱奉其皇子へ親王たるべきの宣下ありて以来を親王云。宣下なき時ハ何までも皇子と稱する例也法親王云事ハ皇子にて寂門へ入室ありて御得度後に親王宣下あるを法親王稱し奉る入道親王と稱するハ親王たる御方御落飾ありて入道給ふを稱し奉るなり皇女にも親王宣下ある事にて宣下の後ハ内親王と稱し奉るなり。○不比等ハ大織冠鎌足公第二子にて正二位右大臣也文武の朝に奉勅諸儒と共に律令を撰定あり。于時中納爾來元明元正二帝に奉て國家補佐重臣たり養老二太政大臣に任ぜらるゝと雖も固辭して不<sub>レ</sub>受と云へり同年八月三日薨す為廢朝ありて朝廷哀を舉賜ふ事諸臣に異なり。同十月太政大臣正一位を贈賜ふ諡して文忠公と云兼て近江十二郡平封し賜る故に淡海公稱せり。近江古へは淡海と書たり。ゆゑに淡海公と云ふなり。

○舍人親王統日本紀養老二年正月庚子詔授二品舍人親王二品。四年八月四日詔為知太政官事云々此より舍人親王臣下見任列加り賜ひて大納言正三位長屋王の上に列し賜へり然して長屋王同き五年正月右大臣從二位に転し賜へ共舍人親王ハ猶其上に列し賜へり。公卿補任之所見。又統日本紀天平七年十一月乙丑知太政官事一品舍人親王薨遣從三位鈴鹿王等監護葬事其儀准太政大臣云々乃贈太政大臣。天淳中原瀛真人天皇皇なり之第三皇子也云々。仲野親王桓武天皇第二皇子にて二品式部卿也親王御女班子女子光孝天皇の女御にて宇多天皇御外祖たるに依て貞觀六年正月十七日薨らるゝの後一品太政大臣贈らると紹運録に見たり。考るに薨せられたるハ貞觀六年なれば清和天皇御宇なり然して一品太政大臣を贈らるハ宇多天皇ノ外祖たるを以てとあれば全く宇多天皇登極の後の事なるへし。

紹運録に年月を記さ  
れざれば不詳なり ○穗積親王天武天皇第五皇子にて慶雲二年九月三日為知太政官事同三年二月辛巳准右大臣賜

李祿統日本紀公卿補任考るに当親王知太政官事為り賜以來ハ其座次左大臣正二位石上麻呂右大臣正二位藤原不比等

上在なり和銅八年正月七日叙一品同七月十二日薨勞十二年云々統日本紀には廿七日薨とあり以上親王三公下たるべきとの式目証

に不比等ハ舍人親王の上に着き賜ひたる事と舍人親王以下薨せられたる後太政大臣を贈らるゝの事又穗積親王は右大臣に准ぜられたる事を奉らるゝ也依て不比等を始め件の親王御方御小伝の公卿補任統日本紀紹運録等見えたる趣を雜纂するなり本文に証として引賜ふ趣とおのゝ御小伝の趣きとは往々合さる事ありと云へども今更に其ノ可否を論じ且シ仍て雜纂せる御小伝を考へて其ノ可否を弁別すべし

親王之次キハ前官之大臣三公在官之内者為親王之上ミ辞表之後者可シ為次座ル其次諸親王シ但儲君各別ハ

前官とハ大臣ノ官辞退シ給ふ人を云乃前太政大臣等なり尤三公当官内ハ親王より上たる事なれ共其三公官を辞し給ふの上表以後ハ親王次座に着き給ふべしとの事也 ○辞表とハ大臣の官を辞退し給ふ時ハ表文を奉て勅許を請ふ事なり其表文辞表云ふ也是上表して見任を辞退すると云略称なり故に辞表の事を上表と許も称するなり其辞表の文ハ本朝文粹に多あり ○其次諸親王とハ皇子御連枝の外に親王宣下を蒙玉ふ御方又釈門へ御入室の度或ハ御養子或ハ御猶子と成給ひて得度し給ふ後親王の宣下を蒙り玉ふ法親王の御方を付て諸親王と申奉なり ○但し儲君各別とあるハ儲君とは皇太子に立給ふべき皇子を先親王の宣下ありて儲君定宣下あるを云ふ皇太子と立給ふにハ先立後の儀ありて御母たる方女御たり共准后成給ふ方なり共或ハ内侍方成共新に皇后の宣下を下されて国母崇らるゝの式あり夫を立后と称す夫より坊官の除目ありて伝学士並大夫以下の除目等ある事にて忽卒ならざる事ゆゑ其皇子未だ襁褓に在す内にて又ハ他の御由縁ある子にても御世継定られて親王宣下あるを儲君と申奉なり如此なる子細まします

を以て假令真実の皇子又御連枝ならずと云、共諸親王とハ各別と申事なり  
能くわかるなり去れ共諸本諸親王とあるゆる諸親王を以て注す

嘉樹案。其次諸親王とあるハ恐らくハ諸皇子を誤りて諸親王書たるならんか諸皇子三字なれば注釈にも及ばず

前官、大臣閑白職再任之時者撰家之内為位次事  
(朱書)  
「可為位次」

撰家とは撰政閑白任し給ふ家事にて當時所謂近衛九条二条一条鷹司、五家なり故に五撰家と云、中古以往ハ執政の職ハ賢才を撰て器用を挙て登用職儀在ませしに大織冠六世閑院冬嗣公御子太政大臣良房公忠仁公  
是なり清和天皇御外祖なる上賢良方正にして國家補佐徳量あるを以て文徳天皇御遺詔ありて周公旦、故事成王を佐て斧辰を倚て政を撰し給へるの義に倣て清和天皇御幼稚たりと云、ども寶祚を繼、奉り良房公主上に代て万機を撰給へり其より相繼て良房公の御子太政大臣基経公昭宣公ト申せしハ此公なり実ハ良房公此御甥にて御兄長良公清和天皇陽成天皇光孝天皇宇多天皇四帝、執政と成賜へり是より以来執政の職は藤氏に歸して昭宣公の御子孫末代我朝、補佐、臣成賜へり然して昭宣公清和陽成、二帝の朝ハ撰政の儀忠仁公の如く在せしかども光孝天皇寶算長ぜさせ賜ひて五十五歳  
の御時也即位ありしかバ于レ時幼主の儀に非乎以て上表して撰政の職を辞、申さるゝ事再応なれ共曾て勅許の義なくして然らバ猶万機を閑白して天下の庶政撰政、如くなるべしとの、宣下蒙り賜ふより以来撰政の号を止られて閑白と称する事に成たり是後又例なりて幼帝の御時は大凡寶算十撰政と称、御成人の後は撰政を辞表ある也此、辞表乎復辟、奏と号す復はカヘスの謂、辟は君と云事て政を辟へ復すの表奏故復辟、奏共復辟、表とも云也復辟の義あれば必又閑白の宣下ある事定れる儀なり ○撰家、始は法性寺殿忠道公の御子基実公近衛の祖也と其御弟兼実公九条家の祖也二流のみなりしを文永弘安の頃九条家より二条一条、二流を分建長中に又

近衛家より鷹司の流出賜て是より撰録の家五流となれり北条時宗が執權專の時の義なり爾來此五流を撰家とも執柄家とも号て五家相互官途の謁次よて撰録の詔を蒙り賜ふ事なり ○以上の家例を以て宿徳才器を以て当職に補し賜ふ事なれば若し当時見任大臣に撰関たるべき人なければ前官の撰家の中より再任し賜ふ事あり因て其再任し賜ふ事ハ当時前官の中にて相互に位次の上首なる人へ宣下あるべしとの事なり

(第三卷)

一 清華大臣辞表之後座位可レ為レ諸親王之次座ニ事

清華と云は久我源村上源氏三条閑院法輪ト称ス家閑院徳大寺上同花山院大炊御門花山今出川菊亭ト称ス以上ヲ七清華云又近代広

幡正親町源氏醍醐一条家此二家を加て九清華也是を英雄家とも又華族とも云又撰家よりハ凡家称各納言の時より右大

将を兼任して大臣昇り太政大臣を前途とし賜也 ○此九流の清華ハ大臣の間ハ親王の上たる事勿論なり然て辞表の

後ハ諸親王次座たるべきとの事なり諸親王の事ハ ○清華の外に大臣家と云に三流あり正親町三条西三条中院家也正

親町三条西三条各閑院の流也中院は久我別流て村上源氏なり此三家羽林家の中なれ共三条西の家ハ右大臣に進正親

町三条中院ハ内府を先途とし賜故に必大臣たるの義を以て大臣家と云然共撰関の事ハ勿論にて清華の如大将をも兼

賜ふ事なきに依て俗に空大臣共云なり此外羽林家又諸大夫家にて時々勢を得る人は内大臣にも昇賜家間々あり

と云へとも夫ハ邂逅の事にて家例とハせず故に大臣家の列へも加さるなり以上三流の大臣並に邂逅任槐せし人にて

も大臣見任の間は親王上に着辞表の後ハ諸親王の次座たる事尤清華に替事なし大臣家三流の事并邂逅任槐ある人々の事等ハ

ともに親王と座次の義  
あれば事の趣を補注す

大臣家三流の事并邂逅任槐ある人々の事等ハ  
御本書に其文なしと云へども任槐又辞表の後

(第四卷)  
一雖<sup>モ</sup>為<sup>リ</sup>撰家<sup>ニ</sup>無<sup>キ</sup>其器用<sup>ニ</sup>者不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>ル</sup>任<sup>セ</sup>三公撰闕<sup>ニ</sup>況<sup>ヤ</sup>其外乎<sup>ヲ</sup>

器用とハ器量才用なり仮令撰闕家なる人なりとも天下を補佐政事經營器用なき人ハ三公も任ずべからず殊<sup>ニ</sup>況や撰闕の職ハ猶更に宣下あるまじとの義なり撰家すら如<sup>レ</sup>右なれば其他は勿論事と云へる文なり其他とハ清華家を斥<sup>サス</sup>なり其他と云より以下は三公に任ぜらるゝ事也

(第五卷)  
一器用之御仁体雖<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>老年<sup>ニ</sup>三公撰闕不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>キ</sup>辞表<sup>ニ</sup>但雖<sup>レ</sup>有<sup>キ</sup>辞表可<sup>レ</sup>有<sup>キ</sup>再任<sup>ニ</sup>事

文義子細なし不<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>註<sup>スルニ</sup>古<sup>ニ</sup>より撰闕再職ある事三ヶ度四ヶ度及る例あり況や三公還任の事其例尤間々あり

(第十卷)  
一諸家昇進之次第其家々守<sup>ニ</sup>旧例<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>申<sup>上</sup>上<sup>ニ</sup>

諸家と云ふ時ハ撰家を始め清華大臣家羽林家名家諸大夫家或ハ羽林名家の外家々是を俗に半家と云高倉西ノ洞院富小路五辻竹内等の家々なり並におのゝ廉流新家ありて本家儒門諸道各々新家ありて本家におなじきなり等其昇進任叙の事元服昇殿の度より其々家流の旧例を以て申文を職事へ届けて天聴へ達し家例の前蹤に随て勅許を蒙り任叙ある事なりもし其家の例中絶闕如等の事あれば佗の同等の家例を以て申請ふ事ありこれを傍例とも云へり申文の事を小折紙とも云其申文の認め様等ハ其家々の古実により賜ふ事と云へり古ハ叙任除目臨時除目小除目とも云坊官除目官司除目等其余每事除目叙位の儀ありて任叙の勅許を蒙りたることなり況や大臣を任せらるゝに至てハ節会を行はるゝ事にて殊に以て嚴かなる事共なり然るに今の世ハ除目叙位の事もなければ唯消息宣下とて除目も叙位も職事より 勅許の趣きを申<sup>シ</sup>沙汰ある事なり

但<sup>レ</sup>學問有職歌道令<sup>ニ</sup>勤學<sup>ニ</sup>其外於<sup>レ</sup>積<sup>ニ</sup>奉公勞<sup>ヲ</sup>者雖<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>超越<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>御推任御推叙<sup>ニ</sup>

學問の事は天子御學問と云の条に註す

有職とハ礼記<sup>禮運篇</sup>曰故国有礼官有御事有職礼有序云云梅村載筆曰有職は禁中の作法公事政になれたる事なり或ハ有職とも書云々 ○歌道禁秘抄に云歌ハ雖<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>綺語<sup>ニ</sup>我國習俗也云云凡和歌の事は公家の嗜<sup>ミ</sup>て仮令<sup>バ</sup>武家の軍術弓箭を學が如し精粗可否を撰<sup>バ</sup>す人毎に習學ある義也其中にても堪能の人ハ其名譽を褒賞ある事なり近世烏丸光広卿中院通躬公など世に師範たるの人々なり近くハ明和中有栖川職仁親王ハ当道の名譽に在<sup>シ</sup>御<sup>ス</sup>によりて御師範の詔を蒙り賜ひて御一代御家領を増秩ある等の事各褒賞を賜へるなり奉公の勞を積賜ふハ古へより其例多き事にて數へ尽し難し全くの近代を云へバ柳原光綱卿多年武家 伝奏の有功あるを以て所勞危急の期に及て從一位の勅許を蒙り賜ひ広橋兼胤公ハ是亦武家伝奏三十年の勞を以て伝奏中に大納言の還任兩度の上從一位に叙せられ刺へ辭職の後准大臣の宣下を蒙り賜ふの事各其奉公の勞を積賜ふ故なり以上の類は超任越階の義に拘らず御推任御推叙聊も異論なき事なり御推任御推叙とハ各申文を上らずして上<sup>ミ</sup>より任叙を成し下さるゝ事なり

下道眞備雖<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>從八位下<sup>ニ</sup>依<sup>テ</sup>有<sup>ニ</sup>才智<sup>ヲ</sup>嘗<sup>ニ</sup>右大臣<sup>ニ</sup>拜任<sup>ニ</sup>尤規模也<sup>ニ</sup>蚩雪之功<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>棄捐<sup>ニ</sup>事

続日本紀曰宝龜六年冬十月壬戌前右大臣正二位勲二等吉備朝臣眞備卒<sup>ス</sup>右衛士少尉下道朝臣國勝之子也靈龜二年二月十二日從<sup>レ</sup>使入唐留學受<sup>レ</sup>業研<sup>ニ</sup>覽經史<sup>ニ</sup>誤<sup>テ</sup>涉<sup>ニ</sup>衆芸<sup>ニ</sup>我朝學生播<sup>ニ</sup>名<sup>ニ</sup>唐國<sup>ニ</sup>者唯大臣及朝衡二人而已<sup>仲麻呂の事也</sup>天平五年歸朝授<sup>ニ</sup>正六位下<sup>ニ</sup>拜<sup>ニ</sup>大學助<sup>ニ</sup>云々<sup>此公の國家に大功ある事と又正六位下大學ノ助より次 薨時年八十三子時正二位其始め從八位 第の昇進正二位右大臣に至り給ふまでの事ハ是を畧す</sup>



下たるの事ハ国史公卿補任とも不<sub>レ</sub>詳恐<sub>ク</sub>ハ正六位下のあやまりにや ○規模とハ規矩模範とて人の鑑となる事本を以て模<sub>ヲ</sub>を作り竹を以て範<sub>ト</sub>するが如し万世不朽の誉なる事を矩模と云<sub>フ</sub>類書 ○螢雪の功とハ晋車胤家貧常不<sub>レ</sub>得<sub>テ</sub>油夏月練囊盛<sub>テ</sub>數十螢火<sub>ヲ</sub>以照<sub>ス</sub>書<sub>ヲ</sub>又孫康家貧無<sub>レ</sub>油常映<sub>レ</sub>雪読<sub>レ</sub>書<sub>ヲ</sub>云云蒙<sub>求</sub>に是よりして苦学する事を螢雪の功と云へるなり ○棄捐ハ二字共にすつると訓して畢竟学問道ハ必棄<sub>ス</sub>廢<sub>ス</sub>すべからずと云事なり 棄捐<sub>類書纂要</sub>云棄<sub>レ</sub>之<sub>也</sub>云々

二

「禁中並公家諸法度」第二、三、四、五、十条の註釈を前章で紹介したが、本章ではそれら諸点に関して、『公卿補任』の分析を通して、その実態を裏付けることができるかどうかの検討を試みたい。ついでには「禁中並公家諸法度」の出されたその年、元和元年（一六一五）から慶応三年（一八六七）までを考察の対象にしようと思う。元和元年の『公卿補任』には、まだ徳川家康・秀忠や上杉景勝など武家の名前も見出せるが、それらは散位の中に大部分は記されており、現官には参議に松平忠直・伊達政宗・前田利光の三名が記されるのみで、以下に検討する観点を妨げるものではない。やがて武家官位は「禁中並公家諸法度」第七条「一武家之官位者、可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>公家当官之外<sub>ニ</sub>事」の通り、元和五年を最後に、一切『公卿補任』から消える。このような事情から、元和元年からを検討対象にする。

まず、摂家について『公卿補任』を通じた検討を加えることにする。「禁中並公家諸法度」第四条「雖<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>摂家<sub>ニ</sub>無<sub>ニ</sub>其器用<sub>一</sub>者不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>任<sub>ニ</sub>三公<sub>一</sub>撰関<sub>ニ</sub>況其外乎」に関して、摂家でありながら三公・撰政・関白に任じられない例があったのかどうか、あったとしたならば、実際にその器量・才用が問われてのことなのか、これらを実態に則して検

表1 五摂家任官例(近衛家)

(1) 近衛家	權大	内大臣	右大臣	左大臣	太政	摂関任官期間	年令
近衛 信 尊	13才	14才	16才	22才	26才	元和9年閏8月16日～寛永6年7月1日	23才～31才 6年
尚 基	13	19	21	26	62才	慶安4・12・8～承応2・7・17	30才～32才 1年8月
基 照	11	18	24	30	44	元禄3・正・13～同16・正・14	43才～56才 13年
家 照	11	20	27	38	44	宝永4・11・27～正徳2・8・28	41才～46才 4年9月
久 前	11	25	29	36	47	享保11・6・1～同21・8・27	40才～50才 10年2月
久 前	9	16	18	22	41	宝曆7・3・16～安永7・2・8	30才～51才 20年11月
(経院)師 久	9	19	27	×	×	×	×
基 前	15	17	32	33	50	文久2・6・23～文久3・正・23	58才～56才 7月
基 照	12	17	40	50	30		
基 忠	12	17	40	50	30		
房 忠	14	26	○	30			
平 均	11.8才	19.1	26	31.8	48.5		37.7才～46才 8年4月

討することにして。

表の五摂家任官例(1)～(5)を参照しながら検討を加える。まず(1)近衛家の場合左大臣・摂関に任じられなかった例に、近衛経熙(師久)・基前の二例がある。この近衛経熙が左大臣・摂関になれなかったのは、各官の昇進平均年齢に達する以前に、病気がちでやがて死去したことが理由になる。また、近衛基前の場合も同様に、摂関任官平均年齢の頃に三八歳で死んだことが、摂関にならなかった理由であろう。

次に(2)九条家の場合を検討しよう。九条兼晴は三七歳で死に、摂関任官平均年齢に達しなかったため、摂関に任じられなかった例である。また、九条師孝(二五歳死去)・幸教(二九歳死去)・植基(十九歳死去)・道前(二五歳死去)・輔家(十七歳死去)・輔嗣(二四歳死去)・幸経(三七歳死去)の九条家歴代当主はいずれも早死したために権大納

言か内大臣に止まったもので、早逝の他の理由は考えにくい。それにしても九条家当主のかほどに連続しての早逝は他の摂家には見られぬことであった。九条師孝の死後、弟の幸教が養子となったが早逝。幸教の子息植基も早逝すると、止むなく、師孝・幸教の弟で随心院門跡となっていた尚実を還俗させて九条家当主としたのであった。また、九条輔家の早逝後は、二条治孝の次男輔嗣を養子に迎え、輔嗣も早死するとさらに二条治孝の末男尚忠を養子として、九条家を相続させたのである。相つぐ当主の早逝は、家の断絶には至らなかったものの、隆盛とはほど遠い状態に置

表2 五摂家任官例(九条家)

	九条家	権大	内大臣	右大臣	左大臣	太政	任官期間	年令
九条家 (幸家) 道房(忠象) 兼	九条忠栄	19才	○	22才	27才		慶長13年12月26日～慶長17年7月25日	23才～27才 3年7月
	兼 時実	13	24	32	34		元和5・9・14～同9・閏8・16(甲)	34才～38才 4年
	兼 輔師	14	24	25	31		正保4・正・5～同正・10	39才 5日
	兼 幸教	12	25	36	40		正徳2・8・28～享保7・正・13	44才～54才 9年5月
	兼 幸植	12	×	×	×		×	×
	兼 尚道	19	×	×	×		×	×
	兼 基実	11	15	×	×		安永7・2・8～天明7・3・1	62才～71才 9年1月
	兼 前家	29	34	39	43	64		
	兼 副家	9	14	×	×		×	×
	兼 尚幸	10	×	×	×		×	×
兼 尚幸	16	×	×	×		安政3・8・8～文久2・6・23	59才～65才 5年10月	
兼 尚幸	14	24	×	50		×	×	
兼 経孝	20	×	×	×				
兼 道	23	○	○	28				
平均	15.7才	23.3才	30.1才	36.1才	64才		43.5才～49才 5年6月	

表 3 五摂家任官例(一条家)

(3) 一条家	権大	内大臣	右大臣	左大臣	太政	摂関任官期間	年令
一条兼暲 (昭良)	10才	15才	17才	25才		寛永6・8・28～同11・9・26 正保4・3・28～慶安4・9・27(再) ×	25才～30才 5年1月 43才～47才 4年6月
(教輔・教良)伊実	15	18	23	×		天和2・2・24～元禄3・正・13	31才～39才 7年11月
(兼輝・冬経)内房	12	21	26	×	55	元文2・8・29～延享3・12・15	46才～55才 9年4月
兼香	17	31	35	46		延享3・12・15～宝暦7・3・16	25才～36才 10年3月
道香	12	17	17	24		寛政3・8・20～寛政7・10・14	36才～40才 4年2月
輝良	13	16	24	32		文化11・9・16～文政6・3・19	41才～50才 8年6月
忠良	16	19	23	41		×	
実通	×	×	×	×		×	
忠香	17	47	×	48		×	
忠良	24	○	33			×	
平均	15.1才	23才	24.7才	36才	55才		35.2才～42.4才 7年3月

いたと言えよう。

さて、(3)一条家の場合は、左大臣になっていない当主は三人いる。一条教輔・兼輝・実通である。このうち兼輝は、右大臣のまま左大臣近衛基熙を越えて関白に任官(越官)したためである。また、一条実通は十八歳で早逝。その点一条教輔は、二七歳で右大臣を辞官したまま、宝永四年、七五歳で死ぬまで散位で通している。その理由を多面的に考察しなければならぬのだろうか、ここでは、「一条家家譜」に「長病により」と記されているのに従っておきたい。

ところで一条忠香は、四八歳で左大臣に任官したまま、五二歳で死んでおり、摂関に就いていない。その理由は何であろうか。この一条忠香は、摂家五家ともに平均二十数歳で任官する内大臣に、四七歳で任官(内大臣任官最年長)

するまで大納言にすえ置かれていたことが、そもそも異例であったが、同様に四八歳でなった左大臣のまま五二歳の死去まで撰閥になれなかったことも異例である。その理由は、単純に言えば鷹司政通が文政六年（一八二三）から安政三年（一八五六）までの三四年間、撰閥の地位にあり続けたためであると言える。五撰家の撰閥在官期間は平均八年余りであることから比較しても、その鷹司政通の長期任官は異例である。なぜそれほど長期の閥白任官となったのかの検討は後述する。ここでは、そのことが一条忠香の任官昇進を阻止することになった点のみを指摘しておく。

さて続いて(4)二条家を対象を移そう。左大臣・撰閥になれなかった二条宗熙(二一歳死去)・宗基(二八歳死去)・重

表 4 五撰家任官例(二条家)

(4) 二条家	権大	内大臣	右大臣	左大臣	太政	撰閥在官期間	年令
二条 昭実	13才	15	23	26		元和元年7月28日～同5年7月14日(再)	60才～64才 4年
康道	14	19	24	29		寛永12・10・10～正保4・正・3	29才～41才 11年3月
綱平	13	33	37	44		承応2・9・21～寛文4・9・17	30才～41才 11年
吉平	16	27	34	38		享保7・正・13～享保11・6・1	51才～55才 4年5月
宗忠	16	20	21	21	×	元文元・8・27～元文2・8・3	48才～49才 1年
宗照	16	19	23	×	×		
宗重	16	19	23	×	×		
良孝	10	×	×	×	×		
重治	19	×	38	43	×		
通治	14	17	×	×	×		
信治	21	28	33	37	×		
信敬	16	44	47	48		文久3・12・23～慶応3・12・9	48才～52才 4年
平均	15.2才	24.6才	31.1才	37.8才			41.2才～47.6才 6年

表5 五摂家任官例(鷹司家)

(5) 鷹司家	權大	内大臣	右大臣	左大臣	太政	撰 関 任 官 期 間	年 令
鷹司教平	11才	24才	24才	32才		×	28才~46才 17年5月
房兼	12	22	25	27		寛文4年9月27日~天和2年2月18日	45才~49才 4年10月
房兼	13	23	25	32		元禄16・正・14~宝永4・11・27	
房基	13	19	×	×		×	
輝平	11	17	×	×		天明7・3・1~寛政3・8・20	49才~53才 4年5月
平照	10	18	21	40		寛政7・11・16~文化11・9・16	35才~54才 18年10月
政通	10	29	○	31		文政6・3・19~安政3・8・8	35才~68才 33年5月
政通	13	○	27	32		文久3・正・23 ~同3・12・23	57才 11月
政通	15	42	51				
平均	12.9才	24才	28才	31.2才	54才		41.5才~54.5才 13年4月

良(十八歳死去)・斉通(十八歳死去)らの歴代当主は、ともに早逝であったことが理由となる。では、二条治孝が四三歳で左大臣になりながら、六一歳まで撰関の任官の機会がなかったのはなぜであろうか。同様に、二条斉信が三七歳で左大臣に任官後、撰関になることなく六十歳で死んでいったのは、なぜであろうか。その答えは、前述の一条忠香の例と同様に、ともに前任の撰関に長期にわたった任官があったことであろう。すなわち、鷹司政通(十九年間)・鷹司政通(三四年間)の長期任官が、後に続く摂家当主の撰関任官をとどめた。

それにしても、二条家の場合は江戸時代前期(元和元年より)の五〇年間に、二六年余りと最も長く撰関を占めたが、二条光平の寛文四年(一六六四)を最後に、享保期の二条綱平、元文期の二条吉忠の合わせて五年余の撰関任官があるだけで、幕末の文久三年(一八六三)まで、二条家の撰関任官は無い。江戸時代後半期の打ち続く当主の早逝が一つの

理由となるが、もう一つ、鷹司家の長期撰関任官が理由となろう。

さいごに(5)鷹司家の場合を見てみよう。鷹司房熙(二一歳死去)・基輝(十七歳死去)の早逝例が他家と同様に存在する。それ以外の例としては、鷹司教平が撰関に任官されなかった点に着目される。鷹司教平は左大臣辞任後に長病の記述が見られる点から、健康上の理由が考えられる。

さて、元和元年(二六一五)から慶応三年(一八六七)までの二五二年間で、鷹司家の撰関任官期間を合計すると約八〇年間になり五撰家中最長となる。このことは江戸時代のおよそ三分一弱は鷹司家が撰関を占めていたことを示している。ちなみに近衛家は約五七年間、一条家は約五〇年間、二条家は約三六年間、九条家は二八年間余り、撰関を占めていた。このように鷹司家が撰関任官最長となったのも、寛政七年(一七九五)以降の政熙・政通父子の異例の長期任官(五二年余)が原因となったものである。

以上、五撰家の各々について、「禁中並公家諸法度」第四条が適用されていたか否かを中心に検討した。五撰家で撰関・左大臣になれなかった例の多くは、早逝のために任官平均年齢に到達以前に死んだためであった。五撰家の歴代当主で、撰関の地位に就かなかった人数は、合計二二人(当主で明治維新を迎えたために撰関任官しなかった例を除く)である。九条家八人・二条家六人・一条家三人・鷹司家三人・近衛家二人のうち、早逝が理由となるものは一七例に昇る。これに病弱理由が二例つけ加わるので、合わせて一九例、八六パーセントは健康上の理由で撰関に任官されなかったものと判断できる。

残りの三例は前述の一条忠香・二条治孝・二条斉信の場合で、寛政七年から安政三年まで、一条忠良をはさんで鷹司政熙と政通の異例に長期にわたった撰関任官五二年間によって、三名の撰関任官が阻止されたものである。これを、一条忠香ら三名に「禁中並公家諸法度」第四条の「無<sub>レ</sub>其器用」きがために鷹司政通らの長期任官に結果したと理解

表6 五撰家撰関任官最老年例

近衛	基熙 忠熙	43才~56才 55才~56才
九条	尚実 尚忠	62才~71才 59才~65才
一条	兼香	46才~55才
二条	昭実	60才~64才
鷹司	政通	35才~68才

するのは無理があろう。この点について少し検討を試みよう。

撰関の任官は、五撰家各当主が先任順に交互に行なわれるのがオーソドックスなあり方と考えられる。そうした型は、江戸時代の前半期には、およそ守られていた。しかるに、江戸時代の後半期(元文期以降)になると、九条・二条両家当主の早逝が多くなって、両家の撰関任官が稀になる。さらに天明期以降の近衛家当主の相つぐ早逝が合わさって、一条・鷹司両家の撰関が多くなった。そのような状況の中で、鷹司政熙・政通の父子が五二年間も撰関にあり続けたのだが、その異例の任官は偶然の客観状況の他にも何か理由が求められそうである。そこで考えられるのが、寛政期の尊号一件である。寛政三年

(二七九二)鷹司輔平が辞したあと、一条輝良が関白となったのをきっかけに、閑院宮典仁親王への尊号(太上天皇号)宣下を激しく幕府側に要求した際、鷹司輔平・政熙の父子を除く、多数の公家が群議をし、幕府に強硬に尊号宣下を要求した。<sup>(7)</sup>幕府側は、これを拒み、中山愛親・正親町公明らを処罰したことはよく知られる。この尊号一件の際の幕府寄りの態度をとった鷹司家に対する幕府の信任が、以後の鷹司政熙・政通の長期任官の原因になったのではなからうか。そのように考える時、尊号一件はそれまで存続した五撰家の撰関任官のバランスを崩したものと言え、この点からも尊号一件は、綱吉政権以来の朝廷を幕府に協調させる時代の終焉になった朝幕関係の一つの画期であると考えることが出来る。<sup>(8)</sup>この鷹司政通の長期任官後、安政三年以降は、五撰家による撰関任官の先任順の方式は崩れ、親幕府・反幕府の政治性もろくに任官に反映されるように変化していったのである。

次に「禁中並公家諸法度」第五条「一、器用之御仁体、雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>老年、三公撰関不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>辞表、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>再任一事」についても簡単に触れておく。この箇条は第四条に引続き、撰家を対象にしたものと理解してよさそうである。撰関



任官は、摂家に独占されたものだからである。一般的に摂関任官は鷹司家の五四歳を除く他の四家は皆、平均して四十代で摂関任官を終えている。その中で老年に及んだ例を前掲表五摂家各家から抜き出すと表6のようになる。とくに、六十歳を越えた場合を検討の対象にすると、九条尚忠は、幕末の政局によって任官が左右された時期のもの。九条尚実は相継ぐ当主の早逝の後に隨心院門跡から還俗して相続したもので、高齢から出発して権大納言・三公を歴任した末の異例の任官であった。二条昭実は次に述べる再任のための老年であった。第五条の趣旨からすると鷹司政通のみが、老年に及んだ例と考えてよさそうである。その点からも鷹司政通の長期任官は特殊な例であったと言える。

次に再任の例は、先述のように対象時期を元和元年以降に限定すると、二条昭実(元和元年～同五年)・九条忠栄(幸家)(元和五年～同九年)・一条兼遐(昭実)(正保四年～慶安四年)の三例になる。なお左大臣の再任例は慶長六年～同十年の近衛信尹の例があるが元和元年以降は見られない。さて、関白再任の三例は慶安四年以前であり、それ以降は一例も見られなかったことに着目される。すなわち、四代將軍家綱以降は再任関白の例はない。関白再任を人物本位の任官と見るならば、それは三代家光の時代とともに終わったように見える。

さて次に「禁中並公家諸法度」第三条に関して、清華家と大臣家について、『公卿補任』による検討を加える。

清華家(九家)は、大臣に昇り太政大臣を前途とする、と橘嘉樹には認識されているが、近世については、その実態はいかげであったろうか。まず、清華九家で太政大臣に昇進した例があるかないかについては、その例は無い。それに次ぐ左大臣任官例は、どうであったか。表7「清華家左大臣任官例」からわかるように、清華九家のうち、花山院・三条・西園寺・徳大寺・大炊御門・醍醐の六家に左大臣任官例はあるが、久我・今出川・広幡三家には、その例が無い。近世の期間、九家の当主の延人数は一〇〇名に達するが、表のように清華家歴代当主の一割の一〇人のみが左大臣にまで栄達することが出来たと言える。

表7 清華家左大臣任官例

姓 名	任官～辞官年月日	期 間	年 令
1 花山院家雅(定熙)	寛永9年12月24日～同 28日	4日	75才
2 三条 実秀	万治3年正月13日～同4年4月1日	1年3月	63～64才
3 花山院定好	万治4年5月24日～寛文3年正月12日	1年8月	63～65才
4 西園寺実晴	寛文7年4月8日～寛文8年5月27日	1年1月	67～68才
5 徳大寺公信	寛文8年9月1日～寛文9年12月12日	1年3月	63～64才
6 大炊御門経敦(孝)	寛文10年4月7日～寛文11年5月4日	1年1月	58～59才
7 大炊御門経光	元禄17年正月10日～同 11日	1日	67才
8 三条 実通(治)	正徳5年3月12日～同 8月12日	5月	66才
9 西園寺致季	延享2年2月29日～同 3月22日	1月	63才
10 醍醐 昭尹(冬熙)	寛延元年12月27日～寛延2年2月2日	1月	70～71才

ちなみに、清華家で右大臣まで任官した人数は二〇人で、左大臣まで昇った一〇人を合わせ三〇人となるが、その中に広幡家は一人もいない。また、内大臣まで任官できた人数は二二人であり、合計五二人が内大臣以上に任官できたことになる。つまり清華家は、二人に一人の割で内大臣以上に昇進できた。さて、清華家左大臣任官例に話しを戻すと、表のようにその任官の期間は、一日や四日の例は特別としても、長くとも一年八ヵ月で、一〇人の平均任官期間は八ヵ月余と短いものになっている。しかも、その年齢は平均すると六五歳余になり、老齢になって、名誉官的に平均八ヵ月余の短期間、左大臣に任官されるという性格に思える。例えば表の1花山院定熙の場合、寛永六年以来左大臣であった一条兼澄が寛永九年十二月二十四日に左大臣を辞した、その日に花山院定熙(七五歳)が任官し、四日後の二八日に辞官したあとは、二条康道(二六歳)が左大臣となって寛永十四年までその地位にあった。花山院の左大臣任官が名誉任官であったという理由である。この例や7大炊御門経光の一日の例は、その端的な表われと言うべきであろう。

ところで、概括的には右のような性格をもった清華家の左大臣任官であるが、その任官時期に見出すことのできない特徴があるのに気付く。前述のように1の例は高齡の四日間という単発の名誉任官であるが、その後、2、3、4、5、6の五名の任官は、一人が辞官すると間もなく引継ぐように次の清華家が任官する、とい

表8 五清華家内大臣・右大臣任官例

	内大臣任官～辞官年月日	右大臣任官～辞官年月日
2 三条実秀	正保5年閏正月20日～ 慶安元年12月13日	慶安5年9月17日～ 承応2年2月3日
3 花山院定好	慶安2・2・25～同2・9・30	承応2・11・14～同3・6・12
4 西園寺実晴	同2・12・2～同3・閏10・23	同3・6・17～同3・12・28
5 徳大寺公信	承応4・正・25～明暦2・5・2	万治3・正・13～同4・5・26
6 大炊御門経敦	明暦2・6・1～同2・12・1	寛文3・2・6～同4・2・22

うように連続に近いかたちで、各当主が一年数ヶ月の期間その地位にあったことがわかる。その2～6のまとまった期間が終わって、7の大炊御門経光の例は1と同様、高齢かつ僅か一日の名誉任官であった。そして、8～10も一ヶ月と五ヶ月の任官期間からすると、実質的に左大臣として、五撰家の上位に位置して朝議に重きをなすというものではない名誉任官的色彩が強かろう。

さて、この10の醍醐冬熙の寛延二年（一七四九）の例を最後に、幕末まで約一二〇年間、清華家の左大臣任官の例は無い。以後、左大臣はすべて五撰家に独占されたのである。

では逆に、2～6の万治三年（一六六〇）から寛文十一年（一六七二）までの十年余りは、なぜ撰家による左大臣独占がならず、清華家の左大臣任官が果せたのであろうか。江戸時代全体を通して、撰家による左大臣独占の続く中、この寛文期のおよそ十年間は、やはり特別な期間であったと見なければなるまい。

その時期の特徴を検討するのは、多くの視点から総合的に行なうべきものであるが、今の段階ではそれも叶わぬことから、ここではその検討に必要と思われる素材のみを示しておきたい。まず、2～6の清華家は当然のことながら、大納言・内大臣・右大臣を歴任した後に左大臣に昇進したものである。五撰家による三公独占の時期が多く存在する中で、2～6の清華家は内大臣や右大臣にも任官されたのだが、その場合も、前述の左大臣任官時の特徴と同様に、五清華家は引継ぐような形で入れ代わり任官されている。

特に三条実秀・花山院定好・西園寺実晴の三人は、表8のように正保五年（一六四八）閏

正月から慶安三年(一六五〇)閏十月まで、継続して内大臣を占め、さらに、慶安五年(一六五二)九月から承応三年(一六五四)十二月まで右大臣を引継ぎ任官されている。この三人の清華家が内大臣・右大臣に連続して任官された合計六年間は、撰家による三公独占はならず、必ず内大臣か右大臣にこの清華家三人のうち誰か一人が加わっている状態となっていた。この正保五年から承応三年までの時期の天皇は後光明であり、そこには撰家による三公独占・撰家偏重を避けようとした後光明天皇の意志が存在したのではないかと思われる。

そのように考えるのは、次の史料を併わせて判断したことである。延宝七年(一六七九)五月二十一日付の右大臣一条内房の日記〔兼輝公記〕<sup>(9)</sup>を見て頂きたい。

廿一日終日雨降

依<sub>レ</sub>灸治之憚<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>參<sub>二</sub>鎮守社<sub>一</sub>  
令利忠祭之

依<sub>レ</sub>召辰刻參内、殿下、左相府參内有<sub>二</sub>官位評議事<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>小御所<sub>一</sub>有<sub>二</sub>其儀<sub>一</sub>、任人不能<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>之事了申斜退朝、今日三位少将冬基卿被<sub>レ</sub>任左中將<sub>一</sub>云々、即自<sub>二</sub>早朝<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>来<sub>二</sub>愚亭<sub>一</sub>聞<sub>レ</sub>勅許之告、被<sub>レ</sub>參内了、内大臣依<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>撰家<sub>一</sub>任<sub>二</sub>近例<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>參内、其趣注<sub>二</sub>于左<sub>一</sub>

抑近例凡家雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>丞相之当官<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>列<sub>二</sub>議定席<sub>一</sub>、是太背<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>、違<sub>二</sub>道理<sub>一</sub>、近<sub>二</sub>至于天正・文祿<sub>一</sub>於<sub>二</sub>丞相<sub>一</sub>者不<sub>レ</sub>分<sub>二</sub>執柄<sub>一</sub>、凡家預<sub>二</sub>勅問<sub>一</sub>列<sub>二</sub>議席<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>元和・寛永<sub>一</sub>撰家屬<sub>二</sub>權威<sub>一</sub>太卑<sub>二</sub>凡家<sub>一</sub>、且<sub>二</sub>凡家丞相当官間<sub>一</sub>為<sub>二</sub>須臾<sub>一</sub>、仍不<sub>レ</sub>列<sub>二</sub>議席<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>是為<sub>二</sub>流例<sub>一</sub>、然而後光明院依<sub>二</sub>豪傑<sub>一</sub>諸事興<sub>二</sub>絶政<sub>一</sub>、仍西園寺入道左府為<sub>二</sub>右大臣<sub>一</sub>、時每度預<sub>二</sub>勅問<sub>一</sub>、其已後亦復<sub>二</sub>非義<sub>一</sub>、至<sub>レ</sub>今無<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>改期<sub>一</sub>、刺雖<sub>二</sub>一上<sub>一</sub>凡家者不<sub>レ</sub>預<sub>レ</sub>之一上<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>朝議<sub>一</sub>、太背<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>、且違<sub>二</sub>道理<sub>一</sub>、宮中大小事悉<sub>二</sub>一上奉行<sub>一</sub>、然<sub>一</sub>一上<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>任官之評誠<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>論之事也<sub>一</sub>、僕雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>丞相<sub>一</sub>、年未長且多<sub>二</sub>上首間<sub>一</sub>、先箝口了、後日昇<sub>二</sub>執柄<sub>一</sub>、後再<sub>二</sub>三納<sub>一</sub>諫言、可<sub>二</sub>再興<sub>一</sub>而已、

延宝七年五月二日の官位評議に参内したのは、関白鷹司房輔・左大臣近衛基熙と右大臣一条内房(兼輝)の撰家三人だけで、清華家の内大臣大炊御門経光は撰家ではないことから、近例にまかせて参内しなかったという。撰家以外の大臣が官位評議にあずからない近例について、日記の主である右大臣一条内房は次のように考えを記している。

近例では、凡家(撰家以外)は大の官にあらうとも議定の席に列することはない。このことは、かつての先例に背くし、道理にも違ふことである。近くは天正・文禄期に至るまで、大臣は撰家とその他の公家とを分けずに、勅問に預り評議の席に列した。しかるに元和・寛永期に至り、撰家が権威がましくなり、その他の公家を申しんだ。撰家以外が大の官にある期間が短いこともあって、議席に列さないことが流例となった。然るに、後光明天皇は「豪傑」であつたので、政を諸事興絶した。よつて、撰家以外の西園寺実晴が右大臣の時、西園寺は毎度、後光明天皇の勅問に預つたという。しかし後光明天皇の後にはまた非義に復し今に至つてゐる。あまつさえ一の上すなわち左大臣といへども撰家以外では朝議に列せないのは道理に反する。宮中の大小の事はことごとく左大臣が奉行するのである。自分(一条内房)は大の官であるといへども、年長ではないし、かつ上位者が多いので、まずは口を閉ざしておく。後日、自分が撰家に昇つた後で、撰家以外の凡家も、大臣は朝議に加はることを再興する。

以上が右大臣一条の主張である。撰家であることが何より優先され、たとえ左大臣であらうとも撰家でなければ朝議に預られぬような現在(延宝七年)の状態に、一条は批判をもつてゐる。しかも、その撰家偏重は、元和・寛永期からのことであつたこと、それを後光明天皇の時代には、これに抗して、清華家の西園寺実晴を重用したことも指摘されてゐる。

承応三年(一六五四)九月二十日、後光明天皇は突然病死した。後継の後西天皇時代も徳大寺公信・大炊御門経教を加えた清華家五人を三公につけた。その延長上に、寛文十一年(一六七二)までの、清華家の左大臣任官を位置づける

表9 大臣家右大臣任官例

姓 名	任官～辞官年月日	期 間	年 令
1 三条西実条	寛永17年6月24日～同年10月4日	3月	66才
2 中院 通躬	元文3年8月16日～同 月19日	3日	71才

表10 大臣家内大臣任官例

姓 名	任官～辞官年月日	期 間	年 令
1 三条西実条	寛永6年11月6日～同8年12月6日	2年1月	55才～57才
2 中院 通村	正保4年7月28日～同 年11月18日	4月	60才
3 通茂	元禄17年2月23日～同 月26日	3日	74才
4 通躬	享保11年9月18日～同 月21日	3日	59才

ことが出来よう。後光明天皇の慶安元年（一六四八）から靈元天皇の寛文十一年まで、この二十年余りの間は、清華家が三公のいづれかを占めていることの多い期間で、そこには、後光明天皇による、摂家偏重にとらわれない公家登用の意図を見出すことが可能である。

次に、大臣家について検討を加えたい。近世の大臣家三家（中院・三条西・正親町三条）の歴代当主は、のべ二六人を数えるが、そのうち表9・表10のように、大臣家で右大臣に任官したのは二例、また内大臣に任官した例は、右大臣になった二人の他に二例あるのみである。左大臣や太政大臣任官は無い。橘嘉樹は「三条西は右大臣に進み」と記し、また「正親町三条と中院は内府を先途とし給ふ」とも記しているが、その実態は表に見るように、右大臣任官は三条西と中院に一人づつである。ただしその期間の短かさからして、高年齢における名誉任官であったものと思われる。

また、内大臣任官については、橘嘉樹の言うような、正親町家の任官は一例も見られなかった。表10の内大臣任官の四例のうち、三条西実条だけは、年齢と期間の長さから、名譽的な形式だけの任官とは思われず、実質的に内大臣としてその任を果したものと思われる。

概括的に述べるならば、摂家の三公独占の期間が多くある中、時々の間隙をぬうように清華家の大臣が、そしてさらにまた稀少な例として大臣家

の大任官が見られるという状態であった。

であるならなおさら、三条西実条の例外的な二年余りの内大臣任官が際立つのである。この時期、いかなる理由から三条西実条が内大臣に二年余も就けたのか、という疑問は今後に取組む必要のある課題となろう。

## おわりに

江戸時代(元和元年と慶応三年)の撰家・清華家・大臣家について、『公卿補任』を通じた検討を加えた。その結果、一般的な傾向の中で、特殊な例の幾つかを見出すことができた。撰家に関して、再任の見られなくなった慶安四年(一六五二)以降の撰任官は、五撰家当主の先任順に交代で行なわれる傾向にあったが、これは寛政年間以降の鷹司政熙、政通父子の異例の長期任官によって崩されたことを指摘した。また清華家について言えば、撰家に独占される傾向にあった左大臣に、合わせて十名だけが任官された。特に時期的には、慶安元年(一六四八)と寛文十一年(一六七二)の二十年余りは、清華家の誰かが三公に任官されている特殊な時期であったと言える。さらに大臣家については、殆ど見られぬ三公任官の中で、寛永期の三条西実条の内大臣・右大臣任官が特筆された。

しかし、これらの指摘はいずれも基礎的・表面的な考察に止まるものであった。望まれるのは幕府の朝廷統制策の全体の枠組みを押えた上で、各時期の政治状況・社会状況の中で、これらの特殊例を多面的に検討して理解を深めることである。今後に課題は引きつがねばならぬ。

## 注

(1) 朝尾直弘「幕藩制と天皇」、『大系日本国家史』3 近世

東京大学出版会(一九七五年)、深谷克己「近世の将軍と天皇」  
『講座日本歴史 近世2』東京大学出版会(一九八五年)・「領

主権力と武家官位」(『講座日本近世史1 幕藩制国家の成立』有斐閣一九八一年)、上野秀治「徳川時代の武家の官位」(『歴史公論』一〇七号一九八四年)などの他に、藤井讓治「日本近世社会における武家の官位」(京都大学人文科学研究所「国家―理念と制度―」一九八九年)がある。

(2) 例えば第一条「天子諸芸能之事第一御学問也」の解釈も十分に定まっているとは言えず、かつて高校教科書で家永三郎氏は「幕府は禁中並公家諸法度を定め、天皇には政治に關係のない学芸をすすめ」と記した(『新日本史』三省堂一九七四年)。これに対し、尾藤正英氏は「第一条では、天皇を政治的行動から遠ざけて学問に専念させたといわれていますが、その学問の内容として挙げられているのは、「貞觀政要」とか「寛平遺誡」といった、すべて君主としての学問でしょう、だから天皇が政治的な君主であることを否定しているわけではなく、むしろ君主らしい教養を身につけてほしいといっている。(座談会「武家政権と政治的存在としての天皇」(『歴史公論』一〇七号一九八四年)と述べて対立した解釈を示している。また、第二条の解釈についても、小野信二「幕府と天皇」(『岩波講座日本歴史10近世(2)』一九六三年)は「関白三公・親王・前官の大臣・諸王(儲君は格別)・清華の前官の大臣という順序にした。」と述べている。しかし「大日本史料第十二編之二十二」所載の「禁中并公家中諸法度」第二条「第二条では、「……親王之次前官之大臣、三公在官之内

者、為親王之上、辞表之後者可為次座、其次諸親王、但儲君各別……」と記されており、前官の大臣の次座は「諸親王」とある。小野信二氏がこれを「諸王」と解釈したことは一つの判断であるが、その判断の根拠は示されていない。なお、この点に関して小稿第一章のように、橘嘉樹は一つの解釈を示している。

(3) 学習院大学図書館所蔵写本。福羽美静家に伝わったもので、大正三年頃子爵福羽逸人氏によって寄贈された。

(4) 『新訂増補国史大系』(吉川弘文館一九八二年)第三、四、五篇を用いた。

(5) 『国史大辞典2』(吉川弘文館一九八〇年)鈴木敬三執筆「大塚嘉樹」。

(6) 東京大学史料編纂所所蔵。

(7) 「尊号廷議一件」(東京大学史料編纂所所蔵写本)。

(8) 拙稿「江戸幕府の朝廷支配」(『日本史研究』三一九号一九八九年)。

(9) 東京大学史料編纂所所蔵写本。

(付記) 第二章の『公卿補任』の分析には、荒井絵理・小久保京子両氏のほか学習院大学日本近世史演習に参加した学生諸君の御協力があった。記して謝意を表します。